

くらしに役立つ学習会

《化学物質過敏症を学ぶ》

その香り困っている人がいます



化学物質過敏症の患者が増加しないための活動を行う目的で2000年に設立された『認定NPO法人 化学物質過敏症支援センター』の事務局長 広田しのぶさんにご自身の経験（娘さんが発症）や支援センターに寄せられた相談などから化学物質過敏症とはどんな病気なのかをお話いただきました。

「近所の洗濯物の香りで頭痛や吐き気がする」「学校から持ち帰った給食用白衣に付いた強い香りで、咳やくしゃみが出る」等の相談が入ることがあります。

テレビでは、良い香りが長続きする素敵な洗剤・柔軟剤とのイメージ広告をしています。店頭のパラレルに並ぶ身近な商品で、特別なものではありません。その香りなどによる化学物質過敏症は、誰でも発症する可能性があります。発症しないためにどう暮らしたら良いかまた発症してしまった人が少しでも症状を悪化させない暮らし方、などを学びました。

◆ 原因は…

日常生活の周辺にある普通の飲食物や日用品が原因です。呼吸し飲食や合成洗剤で皮膚を洗う等、日々の行動の中で、そこに含まれる化学物質を体内に取り込み（曝露）、解毒しきれず蓄積して、ある日突然あふれた時に発症すると考えられています。しかしその許容量や解毒力は個人差が大きく、同じ環境にいても発症する人とならない人がいて「これが原因」「〇〇以上曝露すると危険」という明確な答えはありません。

◆ こんな時に発症しやすい

- ① 化学物質を一度に大量に体内に取り込んだとき
⇒新築住宅に入居。手術や歯科治療 など
- ② 微量でも長期間かけて体内に取り込んだとき
⇒飲食物に含まれる残留農薬や食品添加物などを継続的にとる。毛染め剤や柔軟剤などの香りを呼吸とともに吸入など。食べるより吸入の方が肺で直接血液と接

触するため影響が早く強く出ます。

◆ 主な症状

- ・目⇒かすみ、まぶしい、乾き、涙が出る など
- ・鼻⇒鼻水、鼻づまり、かゆみ、乾き など
- ・耳⇒耳鳴り、痛み、音が聞こえにくい など
- ・口や喉⇒渇き、口中がただれる、痛み など
- ・消化器⇒下痢や便秘、吐き気 など

この他泌尿器、呼吸器、循環器、皮膚、筋肉や関節、産婦人科関連、神経、精神など書ききれない症状があります。人により症状が異なり、広範囲に様々な形で現れるのが特徴。受診しても現代医学の検査データに異常が出にくく「何でもない」「気のせい」などと言われ、家族にも理解してもらえず悩む人が多くいます。

◆ 「化学物質過敏症」病名登録

2009年に厚労省は「化学物質過敏症」の病名登録を認定しましたが、この病気を理解して診る医師は極めて少なく、この病名が付かない現状があります。

◆ 化学物質を体に入れない・出す

家庭用の殺虫剤や化粧品関連、洗剤や柔軟剤、芳香剤などは化学合成品・天然由来品にかかわらず、なるべく使用を控えましょう。また、野菜や果物に含まれるミネラル類をとり、体から排出しましょう。食材や日用品の選択により生活に困らないレベルまで回復している人もいます。より安全な商品開発を求めて消費者も声を上げましょう。

* * * *

私はまだ発症していないだけだと、理解しました。いろいろな症状で悩んでいる方は、化学物質過敏症を疑ってみては？と思いますが、それを診断してくださる医師が極めて少ない現状を憂います。発症しないよう注意深く商品を選択するとともに、化学物質過敏症の啓発活動も大切と強く思いました。（文責 広報部）

相談室

通信販売は
クーリング・オフ
できないの？



テレビショッピング、カタログショッピング、インターネットショッピング等は、通信販売と言われますが、家に居ながらにして買い物ができるのでとても便利です。利用者が増えていますが、トラブルも増えています。

《事例1》

テレビショッピングで、10万円のネックレスを購入した。商品が届いたが、長さが合わなかった。返品したいと申し出たら「受注商品なので返品不可と画面に表示していた」と言われたが、私は見えないし、電話で申し込んだときにも言われた記憶はない。返品できないだろうか。（70歳代）

《事例2》

カタログショッピングで1万円のコートを購入した。広告では軽さと華やかさをうたっていたが、届いた商品は、重くて広告と違っていた。返品を申し出たが「開封した場合は返品できない」と言われた。開封しなければ商品の状態はわからない。他社は、タグが付いていれば返品できるところが多いのにおかしいと思う。（40歳代）

《事例3》

ガスコンロを買い替えようとしていたら、遊びに来ていた孫がインターネットで買った方が安いといい、注文してくれた。しかし、届いたのはLPガス用で、都市ガスを使用している我が家では使えない商品だった。返品を申し出たが、箱を開けて商品を出した場合は、返品、交換はできないと言われた。返品はできないのだろうか。（70歳代）

《アドバイス》

通信販売の場合、不意打ち性がないためクーリング・オフ制度は適用されません。返品については、事業者が決めた返品特約に従うこととなります。返品特約が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担して返品できます。

これに従い、事例1では、返品特約が表示されていた画面を確認したいと申し入れることを助言しました。事例2は、返品特約に、未開封に限るとの記載があったので伝えました。事例3は、返品特約に従うことになることを説明しました。

通信販売で商品を購入する際は、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。

家の中での子供の転落事故に注意！

▶こんな事故が起きています！

- ・寝返りはできないが、足を伸ばしたり縮めたりしているうちに、身体がソファからはみ出して落ちた。
- ・階段の柵をしていなかったため、母親を追いかけて階段を上り、5段目から落ちた。
- ・家具を伝い出窓によじ登り、鍵を開けて窓を全開にしていた。

▶事故防止のポイント

- ・ソファなど転落しやすい高いところに寝かせない。
- ・階段に行けないよう移動防止柵などをつけ、閉め忘れないようにする。
- ・窓際にベッドやソファなど、足がかりになるものを置かない。
- ・ベランダの出入り口や窓の子供の手が届かない場所に補助錠を設置し、施錠する。
- ・家の中の危ないところや危険な行動を子供に教える。

(東京都消費生活総合センター発行

東京くらしねっと 令和5年 11月・12月号)

《消費生活センター 今後のイベント予定》

「自然災害と損害保険」……12/3(日)まで申し込み受付中

12/7(木)午前10時～正午 町田市民フォーラム3階 視聴覚室

「あなたは何を食べている？最新：食品表示の読み方を知る」……12/10(日)まで申し込み受付中

12/15(金)午前10時～正午 町田市民フォーラム4階 第2学習室

「国産大豆でみそを手作りしよう」……満員御礼

12/19(火)午後1時～午後3時 町田市民フォーラム3階 調理室

【お申込み先】町田市イベントダイヤル 042-724-5656

【お問合せ先】町田市消費生活センター 042-725-8805